

町		副		課		参		課		係		
長		町		長		事		長	補		係	
		長						佐				

## 給水装置工事撤去申請書

年 月 日

久山町上下水道事業管理者久山町長 殿

申請者 住所

氏名

申請代理人 住所

氏名

申請者との続柄 ( )

久山町水道事業給水条例第5条の規定により、下記のとおり撤去工事の施工を申請いたします。  
 なお、久山町水道事業給水条例等の諸規定を遵守いたします。

記

給水装置所在地	久山町大字		番地
所有者			
使用者			
メーター番号		最終指針	m <sup>3</sup>
(水栓番号)	( )		
撤去工事	依頼日	実施日	受付印
	年 月 日	年 月 日	
備考			

給水装置撤去工事の申請にあたり以下の事項を了承したうえで申請いたします。

- ・既納の給水加入金について、還付を受けることはできないこと。また、撤去後に再度水道の使用を開始する場合は新規に給水加入金の納付及び給水装置工事に係る工事費の支払いが発生すること。
- ・給水装置の所有者と使用者が異なる場合、所有者は、使用者に対し撤去する旨を十分説明し理解を得ていること。また、給水装置の撤去後に利害関係人等から異議が生じた場合は、申請者の責任をもって対処し、久山町は一切その責を負わないこと。
- ・本申請による給水装置の撤去後、上水道及び下水道使用料について、必要に応じて清算額を支払う場合があること。
- ・量水器が設置されていないにも関わらず、水道を利用した場合は久山町水道事業給水条例による過料及び賞罰の対象となることを理解し、それらに抵触する行為を行った場合は、久山町が行う処分に異議申し立てをしないこと。

署名  
(申請者) \_\_\_\_\_